（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の二　法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該動物の品種等の名称

二　当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）

三　当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四　当該動物を所有し、又は占有するに至った日

五　当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六　当該動物の販売又は引渡しをした日

七　当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八　当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九　販売業者にあっては、当該動物の販売を行った者の氏名

十　販売業者にあっては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一　貸出業者にあっては、当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二　当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日

十三　当該動物の死亡の原因

2　前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。

3　法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

4・5　（略）

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出）

第十条の三　法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3　（略）

4　法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四　法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）

第十条の二　法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該犬猫等の品種等の名称

二　当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

三　当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四　当該犬猫等を所有するに至った日

五　当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六　当該犬猫等の販売又は引渡しをした日

七　当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八　当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九　当該犬猫等の販売を行った者の氏名

十　当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

（新規）

十一　当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日

十二　当該犬猫等の死亡の原因

（新規）

2　法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

3・4　（略）

（犬猫等の個体に関する届出）

第十条の三　法第二十二条の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第二十二条の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3　（略）

4　法第二十二条の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四　法第二十二条の六第三項の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。